

平成20年（行ウ）第9号 建築確認処分取消請求事件

原告 佐藤 上 外5名

被告 熊本市

訴状訂正申立書

平成20年7月14日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御中

原告	佐藤	上
同	* *	* *
同	* *	* *
同	* *	* *
同	* *	* *
同	* *	* *

頭書の事件につき、次（下線部）のとおり、訴状を訂正する。

第1 第二 請求の原因、の [2 建築主事と市長の都市計画法上の権限範囲の解釈の誤り] 中、6頁12行目…

「結局、原告らは両審査会の審理・裁決には法令解釈の誤り等があり、不服があるが、行政事件訴訟法上の裁決の取消しの訴えは敢えて提起せず、「本来、開発許可を受けた開発区域内での建築物の建築のために必要な、都市計画法第42条1項のただし書き許可が欠落しており、それでは結果的に建築主事のなした建築確認に瑕疵がある。」との事実を主張して、行政処分の取消しを求めることのほ

うが合理的と判断した。(判例：平成17年3月23日横浜地裁。地下室マンション訴訟。開発許可を経ずになされた建築確認処分取消請求事件。本訴えと同趣旨により開発許可の要・不要を裁判所が改めて判断の上、原告勝訴。確定。)」

…とあるを、

「結局、原告らは両審査会の審理・裁決には法令解釈の誤り等があり、不服があるが、行政事件訴訟法上の裁決の取消しの訴えは敢えて提起せず、「もとより建築主事による本件建築確認において必要不可欠な、都市計画法上の課題に係る確認審査が実施されておらず、実際、本来、開発許可を受けた開発区域内での建築物の建築のために必要な、市長のなすべき都市計画法第42条1項のただし書き許可等が欠落しており、それでは結果的に建築主事のなした建築確認に重大な瑕疵がある。」との事実を主張して、行政処分の取消しを求めることのほうが合理的と判断した。(判例：平成17年2月23日横浜地裁。〔平成15年(行ウ)第39号〕地下室マンション訴訟。開発許可を経ずになされた建築確認処分取消請求事件。本訴えと同趣旨により開発許可の要・不要を裁判所が改めて判断の上、原告勝訴。確定。)」

…とする。

第2 第二 請求の原因, の[4 本件建築確認の違法性(用途制限違反の見のがし)]

中, 8頁10行目…

「これら県知事が指定する建築協定あるいは建築制限は、根拠法令の明示はされていないものの、…」

…とあるを、

「これら県知事が指定する建築協定に記載された建築基準, あるいは建築制限は、根拠法令の明示はされていないものの、…」

…とする。

第3 第二 請求の原因, の [6 都市計画法第42条1項違反 (開発許可に係る予定建築物ではない。)] 中, 11頁11行目…

「ウ 他の市街化調整区域で飲食店 (うどん店) を許可した前例がある。」

…とあるを,

「ウ 他の市街化調整区域で飲食店 (日本料理店) を許可した前例がある。」

…とする。

同様に, 12頁3行目…

「熊本市での前例として挙げているうどん店は…」

…とあるを,

「熊本市での前例として挙げている日本料理店は…」

…とする。

第4 第四 訴訟手続, 原告適格, 訴えの利益, の [2 原告適格について] 中, 16頁18行目…

「本件建築確認にかかる焼鳥屋の営業によって, 原告らは自らの嗜好と関係なく鶏肉等肉類の焼ける臭気, 油煙に日常的に曝されることとなり, これを避けるためには快い通風をこれも日常的に犠牲にするしかなくなり, 健康, 保健衛生上不断の悪影響を受けることとなる。これらの悪影響は, 本件建物と原告ら個々の住居の位置, 本人の体調等によっても受ける程度は異なるが, 町内で全般的に冬場は北西の風が吹き, 南側に広がっている秋津レークタウンの大部分の地域に悪影響が広がる。…」

…とあるを,

「本件建築確認にかかる焼鳥屋の営業によって, 原告らは自らの嗜好と関係なく鶏肉等肉類の焼ける臭気, 油煙に日常的に曝されることとなり, これを避けるためには, 自宅の扉, 窓等を閉めきり, 当然夏場はクーラーを入れ放し, 快い通風をこれも日常的に犠牲にするしかなくなり, 健康, 保健衛生上不断の悪影響を受

けることとなる。これらの悪影響は、本件建物と原告ら個々の住居の位置、本人の体調等によっても受ける程度は異なるが、町内で全般的に一年を通して北北西の風（気象庁が情報開示している統計データを甲号証で提出する用意がある。）が吹き、南側に広がっている秋津レークタウンの大部分の住居専用地域（B地区）悪影響が広がる。…」

…とする。

同様に、17頁3行目…

「また、遊興飲食店が深夜まで営業をしているから、飲酒した客が嬌声を上げたり、代行車、タクシーの客待ちの運転手の話し声が大きいなど、住居専用地域に建てた筈の自分の家で安眠できないという状況がある。…」

…とあるを、

「また、遊興飲食店が深夜まで営業をしているから、これに隣接した原告宅では、深夜、早朝にまで飲酒した客が嬌声を上げたり、代行車、タクシーの客待ちの運転手の話し声が大きい等（防犯カメラ又は録音等の記録を甲号証で提出する用意がある。）により、自宅北側窓を防音用のサッシ、二重ガラスにして閉め切る等の対策をしても、第一種低層住居専用地域に建てた筈の自分の家で安眠できないという状況がある。…」

…とする。

以 上